

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成31年 4月25日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	平成31年度木谷小学校ほか2校屋内運動場空気調和設備保守点検業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13310005
(3) 物品委託役務内容	東広島市木谷小学校、三津小学校及び安芸津中学校における屋内運動場空気調和設備保守点検業務を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から平成32年3月31日まで
(5) 納入・履行(就業)場所	東広島市立木谷小学校・三津小学校・安芸津中学校
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款(役務の提供を受けるもの)
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全>空調ダクト清掃<日常>点検
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成31年1月25日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

(1) 入札書に記載された金額のうち、平成31年9月30日までの資産の譲渡等については8パーセントに相当する額を加算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、平成31年10月1日以後の資産の譲渡等については10パーセントに相当する額を加算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、その合計額をもって落札価格とする。

(2) 東広島市空気調和設備保守点検業務共通標準事項を適用する。

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成 31 年 4 月 25 日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成 31 年 4 月 25 日～平成 31 年 5 月 23 日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で心札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成 21 年東広島市告示第 83 号。以下「入札心得」という。）別記様式第 2 号（第 4 条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成 31 年 4 月 25 日～平成 31 年 5 月 10 日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成 21 年東広島市告示第 83 号）別記様式第 1 号（第 4 条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 教育委員会学校教育部 教育総務課 東広島市西条栄町 8 番 29 号（本庁北館 3 階） 電話番号 082-420-0974 / ファックス番号 082-423-7551 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成 31 年 5 月 15 日～平成 31 年 5 月 23 日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成 31 年 5 月 21 日～平成 31 年 5 月 22 日（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町 8 番 29 号（本庁本館 4 階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成 31 年 5 月 23 日 午前 11 時 40 分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町 8 番 29 号 本庁本館 4 階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1 回目）を実施するものとする。再度の入札（1 回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1 回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1 回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2 回目）を行う。 再度の入札は、2 回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（1）提出書類

	書類の区分	提出書類（印）	備考
ア	入札参加資格要件確認申請書		
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書		
エ	配置予定技術者届出書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他		

（2）提出部数は、1 部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

（3）提出期限

（4）提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

（5）その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行ふことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係

東広島市西条栄町 8 番 29 号（本庁本館 4 階）

電話番号 082-420-0930

ファックス番号 082-431-0077

平成31年度木谷小学校ほか2校屋内運動場空気調和設備保守点検業務仕様書

1 業務名

平成31年度木谷小学校ほか2校屋内運動場空気調和設備保守点検業務

2 履行場所

東広島市立木谷小学校（東広島市安芸津町木谷4122番地）

東広島市立三津小学校（東広島市安芸津町三津4680番地）

東広島市立安芸津中学校（東広島市安芸津町三津5563番地8）

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成32（2020）年3月31日まで

4 業務対象施設の名称

東広島市立木谷小学校

東広島市立三津小学校

東広島市立安芸津中学校

5 業務内容

東広島市立木谷小学校・東広島市立三津小学校・東広島市立安芸津中学校における空気調和設備の保守点検（フロン排出抑制法による簡易点検・定期点検を含む。）

6 業務目的

空気調和設備について専門的見地から点検又は測定等により劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

7 業務仕様

- (1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の東広島市空気調和設備保守点検業務共通標準事項（以下、「標準事項」という。）による。
- (2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。
受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注へ十分に引き継ぎをすること。
- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び仕様交渉の一切を受注者において行うものとする。

8 対象施設の種類、数量等

空調機の種類	機種・規格等	台数	備考（設置個所等）
灯油ヒートポンプエアコン（日立製）	HKH-P450C1A-E (16馬力)	5台	屋外機・木谷小学校 フロン排出抑制法対象
灯油ヒートポンプエアコン（日立製）	HKH-P280C1A-E (10馬力)	1台	屋外機・木谷小学校 フロン排出抑制法対象
灯油ヒートポンプエアコン（日立製）	DKH-DH224H1-6	8台	屋内機・木谷小学校
灯油ヒートポンプエアコン（日立製）	DKH-DH280H1-6	1台	屋内機・木谷小学校
灯油ヒートポンプエアコン（日立製）	DKH-DH450H1-6	1台	屋内機・木谷小学校
オイルタンク	地下式	1台	木谷小学校
吸収式冷温水発生器	HAU-FG-75N（日立製）	1台	三津小学校
エアハンドリングユニット	AH-S602HS（日立製）	1台	三津小学校
冷却塔	KW-9016L（日立製）	1台	三津小学校
冷却水ポンプ	SLF-125-II	1台	三津小学校
冷温水ポンプ	SMF-80（キヨクトウ製）	1台	三津小学校
吸収式冷温水発生器	TSA-SUW-FG60PBE (三洋電機製)	2台	安芸津中学校
冷却塔	SCTU-F6PB-6	2台	安芸津中学校
空気調和機(エアーハンドリングユニット)	DV-30（東芝製）	2台	安芸津中学校

9 業務詳細

別紙「学校別業務内容（設備状況）」のとおり。

10 フロン排出抑制法による簡易点検・定期点検の該当

(フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）の規程による簡易点検・定期点検の義務付けとなる機器の有無等)

項目		当施設・当業務の状況等
対象機器の有無		該当あり
簡易点検	7. 5kW未満のエアコン・冷凍冷蔵機器	6基 各基とも全4回のうち1回を受注者が実施し、その他3回は発注者の施設管理者等が実施する。
定期点検	7. 5kW以上の冷凍冷蔵機器	0基
	50kW以上のエアコン	0基
	7. 5kW以上50kW未満のエアコン	6基
当業務と定期点検との関係		当契約に含む。

- ※ 簡易点検・定期点検を別発注とする業務においては、受注者は該当機器の状況について簡易点検・定期点検を行う者との連絡・報告等に努めること。
- ※ 点検（定期点検・簡易点検）後は、報告書をA4サイズで2部（1部学校保管用）作成し、提出すること。

- ※ 受注者が実施する簡易点検の実施時期は協議によるが、可能な限り全 4 回のうち初度の点検を受注者が実施するよう努めることとし、施設管理職員（学校職員等）に対して簡易点検の要領について教示（レクチャー）すること。

1.1 建築物環境衛生管理について

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定による建築物環境衛生管理との関係)

項目	当施設・当業務の状況等
特定建築物の該当	該当なし
建築物環境衛生管理	当業務に含まない
建築物環境衛生管理技術者の選任	受注者に求めない

- ※ 発注者が別途選任した建築物環境衛生管理技術者がある場合は、当該者の監督の下で衛生的環境の確保に努めること。

1.2 その他

(1) 部分払い

- ① 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
契約締結日の翌日～平成 31 年 9 月履行分	円	部分払（部分引渡し）
平成 31 年 10 月～平成 32 年 3 月履行分	円	完了払

- ② 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていなければならない。

(2) その他

フロン排出抑制法に係る点検業務又はオイルタンクの点検・清掃を再委託するときは、委任（下請負）承認書の提出により事前に発注者の承認を得ること。

【木谷小学校】

(1) 灯油ヒートポンプエアコン（日立製）保守点検業務

ア. 屋外機点検作業

HKH-P450C1A-E(16馬力) 5台

HKH-P280C1A-E(10馬力) 1台

イ. 屋内機点検作業

DKH-DH224H1-6 8台

DKH-DH450H1-6 1台

DKH-DH280H1-6 1台

ウ. エンジン関係

エンジン系点検

エンジンオイル交換

冷却水レベル確認、補充

燃焼装置の点検

不凝縮ガスの点検

エ. 諸経費一式

(2) 地下オイルタンクの保守点検業務

※検査対象 地下タンク本体気相部

埋設配管(通気管・送油管・返油管・遠方給油管)

ア. 本体及び埋設配管漏洩検査 1台

地下オイルタンクの保守点検業務実施要領

1. 地下タンク容量 : 0.95 KL (灯油)

2. 点検実施設備 : タンク、注入管、吸引管、通気管、戻り管等

3. 点検方法 : 消防法第14条の3の2の規定を準用し、別紙「地下タンク貯蔵所点検簿」の点検方法により実施すること。

4. 提出資料 : 点検実施結果報告書、点検実施データ表、記録写真

5. 参考様式 : 別紙報告書（参考様式とし、これに準ずるものとする。）

6. 参考資料 : 危険物貯蔵地下タンク・埋設配管系統図

イ. 諸経費一式

(3) 実施の方法

(1)、(2)の保守点検業務については暖房のシーズンインに1回、及び不具合が生じた場合の随時とする。なお、点検実施日については、協議のうえ決定することとする。

(4) 保守点検業務に必要な消耗品は、契約金額に含まれる。ただし、主要部品の交換を要する場合は、協議の上その実費を別途支払うこととする。

(5) 故障等不具合が生じた場合は、速やかに機器の調整、原因解決の調査を実施する。そのための費用は、協議の上別途支払うこととする。

【三津小学校】

(1) 保守点検業務

ア. 吸収式冷温水発生器保守点検業務

HAU-FG-75N（日立製） 1台

冷媒回路の点検作業

保安回路の点検調整

冷媒漏れテスト

運転調整

電気回路の点検調整

Vベルトの張力点検調整

送風機の点検

バーナーノズルの分解掃除

燃油ろ過器の清掃

保守リレーの作動確認

ギヤーポンプのエアー抜き

ボイラー缶体整備

イ. エアハンドリングユニット（AH-S602HS 日立製）保守点検業務

ウ. 冷却塔（KW-9016L 日立製）保守点検業務（水張、清掃、水抜）

エ. 冷却水ポンプ（SLF-125-II）冷温水ポンプ（SMF-80 キョクトウ製）保守点検業務

オ. フィルター清掃

カ. 諸経費一式

(2) 実施の方法

(1)の保守点検業務については、冷房のシーズンイン及び、冷房のシーズンオフ・暖房のシーズンインの 2 回、及び不具合が生じた場合の随時とする。なお、2回の点検実施日については、協議のうえ決定することとする。

(3) 保守点検業務に必要な消耗品は、契約金額に含まれる。ただし、主要部品の交換を要する場合は、協議の上その実費を別途支払うこととする。

(4) 故障等不具合が生じた場合は、速やかに機器の調整、原因解決の調査を実施する。そのための費用は、協議の上別途支払うこととする。

【安芸津中学校】

(1) 保守点検業務

ア. 吸収式冷温水発生器保守点検業務

TSA-SUW-FG60PBE（三洋電機製） 2台

機器の状態確認

電気関係の確認

本体切替

燃焼装置の点検

不凝縮ガスの点検

冷温水系の点検

冷却塔の点検 (SCTU-F6PB-6 2台)

イ. 空気調和機(エアーハンドリングユニット)保守点検業務

DV-30 (東芝製) 2台

冷凍サイクル冷媒漏れ点検

膨張弁の点検調整

各圧力開閉器の点検調整

電磁開閉弁、温度調節器の点検調整

補助リレー、タイマーの点検調整

電圧及び電流測定

総合運転調整

ウ. フィルター清掃

エ. 諸経費一式

(2) 実施の方法

(1)の保守点検業務については、冷房のシーズンイン及び、冷房のシーズンオフ・暖房のシーズンインの2回、及び不具合が生じた場合の随時とする。なお、2回の点検実施日については、協議のうえ決定することとする。

(3) 保守点検業務に必要な消耗品は、契約金額に含まれる。ただし、主要部品の交換を要する場合は、協議の上その実費を別途支払うこととする。

(4) 故障等不具合が生じた場合は、速やかに機器の調整、原因解決の調査を実施する。そのための費用は、協議の上別途支払うこととする。

地下タンク貯蔵所点検簿

点検項目	点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
上部スラブ	亀裂、崩落、不等沈下の有無	目視		
タンク本体	漏えいの有無	※注1		
通気管等	固定状況の適否	目視		
	腐食、損傷の有無	目視		
	引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視		
	安全装置	腐食、損傷の有無	目視	
		作動状況	取り外し等による機能試験	
	可燃性蒸気回収弁	損傷の有無	目視	
計測装置	液量自動表示装置	損傷の有無	目視	
		作動状況及び指示の適否	目視	
	圧力計	損傷の有無	目視	
		取付部のゆるみ等の有無	目視	
		指示状況	目視	
	計量口	蓋の閉鎖状況	目視	
		変形、損傷の有無	目視	
漏えい検査管	変形、損傷、土砂等の堆積の有無	※注2		
漏えい検知装置 (二重殻タンク)	損傷の有無	目視		
	警報装置の機能の適否	作動確認		
注入口	変形、損傷の有無	目視		
	接地電極損傷の有無	目視		
	接地抵抗地の適否	接地抵抗計による測定		
注入口ピット	亀裂、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積の有無	目視		
配管・バルブ等	配管	漏えいの有無	※注1	
		変形、損傷の有無	目視	
		塗装状況及び腐食の有無	目視	
		固定の適否	目視	
	点検ボックス	亀裂、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積の有無	目視	
	バルブ	漏えい、損傷等の有無	目視	
		開閉機能の適否	目視	
	電気防食設備	端子箱の損傷、土砂等の堆積、端子のゆるみ等の有無	目視	
		防食電位（電流）の適否	電位計による測定	

地下タンク貯蔵所点検簿

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
ポンプ ポンプ設備	ポンプ	漏えいの有無	目視		
	ポンプアース	変形、損傷の有無	目視		
	ポンプアース	異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
	ポンプアース	塗装状況及び腐食の有無	目視		
	ポンプアース	固定ボルトの腐食及びゆるみ等の有無	目視又はハンマーテスト等による。		
囲い、床、溜め枠、油分分離装置	ポンプアース	断線の有無	目視		
	ポンプアース	取付部のゆるみ等の有無	目視		
	ポンプアース	接地抵抗地の適否	接地抵抗計による測定		
	ポンプアース	亀裂、損傷等の有無	目視		
建屋及び付属設備	ポンプアース	滯油、滯水、土砂等の堆積の有無	目視		
	建屋及び付属設備	屋根、壁、床、防火戸等の亀裂、損傷等の有無	目視		
	建屋及び付属設備	換気・排出設備等の損傷の有無及び機能の適否	目視及び作動確認		
電気設備	建屋及び付属設備	照明設備の損傷の有無	目視		
	建屋及び付属設備	配線及び機器の損傷の有無	目視		
標識、掲示板	建屋及び付属設備	機能の適否	作動確認		
	標識、掲示板	取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視		
消火器	警報設備	位置、設置数、外観的機能の適否	目視		
警報設備	警報設備	損傷の有無	目視		
	警報設備	機能の適否	作動確認		
その他					
注1 地下タンクの本体及び地下埋設配管の漏えいの有無については、「地下貯蔵タンク等及び移動タンク貯蔵所の漏れの点検に係る運用の指針について（平成16年3月18日消防危第33号）」により点検すること。 注2 検査棒等により確認するとともに、併せて漏えい危険物の有無についても確認すること。					

地下タンク等定期点検実施結果報告書

様	平成 年 月 日				
点検実施事業者 認定番号 所名 所在地 名称 電話番号					
印					
地下タンク、地下埋設配管の漏れの点検を実施し、異常の有無を確認しましたので、次のとおり報告いたします。					
危 険 物 施 設	事 業 所 名				
	所 在 地				
	施 設 区 分	製造所、地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、給油取扱所、一般取扱所、少量危険物貯蔵取扱所			
点 検 実 施 者	氏 名	責任者 :			
	講習修了証番号	地第 号	地第 号	地第 号	
	危険物取扱者免状	種第 類第 号	種第 類第 号	種第 類第 号	
点 検 実 施 年 月 日		年 月 日 (天候)			
点 検 対象設備	地下タンク容量 (品目)		点 検 実 施 設 備		
	①	kℓ ()	タンク・注入管・吸引管・通気管・送油管・戻り管・検知層		
	②	kℓ ()	タンク・注入管・吸引管・通気管・送油管・戻り管・検知層		
	③	kℓ ()	タンク・注入管・吸引管・通気管・送油管・戻り管・検知層		
	④	kℓ ()	タンク・注入管・吸引管・通気管・送油管・戻り管・検知層		
	⑤	kℓ ()	タンク・注入管・吸引管・通気管・送油管・戻り管・検知層		
点 検 方 法	試 験 の 別 (試験圧力)	加 压 (kPa) 微 加 压 (kPa)	減 压 (kPa) 微 減 压 (kPa)	その他の方法 ()	
	測 定 時 間	分 (分)			
判 定 基 準		別紙のとおり	計 测 デ 一 タ	別添えのとおり	
点 検 結 果	① タンク圧力変動値 kPa % G 値 T 値 異常あり 異常なし	② タンク圧力変動値 kPa % G 値 T 値 異常あり 異常なし	③ タンク圧力変動値 kPa % G 値 T 値 異常あり 異常なし	④ タンク圧力変動値 kPa % G 値 T 値 異常あり 異常なし	⑤ タンク圧力変動値 kPa % G 値 T 値 異常あり 異常なし
	タンク液相部 () 異常あり 異常なし	タンク液相部 () 異常あり 異常なし	タンク液相部 () 異常あり 異常なし	タンク液相部 () 異常あり 異常なし	タンク液相部 () 異常あり 異常なし
	配管圧力変動値 kPa % P 値 T 値 異常あり 異常なし	配管圧力変動値 kPa % P 値 T 値 異常あり 異常なし	配管圧力変動値 kPa % P 値 T 値 異常あり 異常なし	配管圧力変動値 kPa % P 値 T 値 異常あり 異常なし	配管圧力変動値 kPa % P 値 T 値 異常あり 異常なし
	SF タンク・FF タンクの 検知層圧力変動値 % 異常あり 異常なし	SF タンク・FF タンクの 検知層圧力変動値 % 異常あり 異常なし	SF タンク・FF タンクの 検知層圧力変動値 % 異常あり 異常なし	SF タンク・FF タンクの 検知層圧力変動値 % 異常あり 異常なし	SF タンク・FF タンクの 検知層圧力変動値 % 異常あり 異常なし
	その他の方法 () 異常あり 異常なし	その他の方法 () 異常あり 異常なし	その他の方法 () 異常あり 異常なし	その他の方法 () 異常あり 異常なし	その他の方法 () 異常あり 異常なし
	点検済 証番号・ 貼付位置	前回	前回	前回	前回
今回		今回	今回	今回	今回
立会者等	危険物取扱者免状・種第 類第 号 • 無				氏 名 印

点検時調査項目						
	①タンク	②タンク	③タンク	④タンク	⑤タンク	
地下タンク諸元	タンク埋設時期 S.H. 年月日 タンク種類 設置方法 タンク外面保護 電気防食(有・無)	タンク埋設時期 S.H. 年月日 タンク種類 設置方法 タンク外面保護 電気防食(有・無)	タンク埋設時期 S.H. 年月日 タンク種類 設置方法 タンク外面保護 電気防食(有・無)	タンク埋設時期 S.H. 年月日 タンク種類 設置方法 タンク外面保護 電気防食(有・無)	タンク埋設時期 S.H. 年月日 タンク種類 設置方法 タンク外面保護 電気防食(有・無)	
配管諸元	配管の埋設時期 S.H. 年月日 配管材料 外面保護 配管口径 注入管(A) 吸引管(A) 送油管(A)	配管の埋設時期 S.H. 年月日 配管材料 外面保護 配管口径 注入管(A) 吸引管(A) 送油管(A)	配管の埋設時期 S.H. 年月日 配管材料 外面保護 配管口径 注入管(A) 吸引管(A) 送油管(A)	配管の埋設時期 S.H. 年月日 配管材料 外面保護 配管口径 注入管(A) 吸引管(A) 送油管(A)	配管の埋設時期 S.H. 年月日 配管材料 外面保護 配管口径 注入管(A) 吸引管(A) 送油管(A)	
漏えい検査管	漏えい検査管による確認 漏油(有・無) 地下水位の高さ _____m _____cm	漏えい検査管による確認 漏油(有・無) 地下水位の高さ _____m _____cm	漏えい検査管による確認 漏油(有・無) 地下水位の高さ _____m _____cm	漏えい検査管による確認 漏油(有・無) 地下水位の高さ _____m _____cm	漏えい検査管による確認 漏油(有・無) 地下水位の高さ _____m _____cm	
タンク内状況	気相部 _____cm 液面の高さ _____cm 残油量 _____ℓ タンク内部の水の高さ _____cm	気相部 _____cm 液面の高さ _____cm 残油量 _____ℓ タンク内部の水の高さ _____cm	気相部 _____cm 液面の高さ _____cm 残油量 _____ℓ タンク内部の水の高さ _____cm	気相部 _____cm 液面の高さ _____cm 残油量 _____ℓ タンク内部の水の高さ _____cm	気相部 _____cm 液面の高さ _____cm 残油量 _____ℓ タンク内部の水の高さ _____cm	
前回点検実施年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日						
地下タンク・配管諸元の表示方法(記号により記入してください。)						
地下タンク諸元	1 タンク種類 → A・鋼製一重殻 B・S F二重殻 C・F F二重殻 D・S S二重殻 2 設置方法 → A・タンク室 B・直接埋設 C・漏れ防止 3 タンク外面保護 → A・タンク外面さびどめ塗装 B・外面さびどめ塗装+アスファルトプライマー+モルタル C・外面さびどめ塗装+アスファルト D・外面プライマー塗装+表面覆装材+タールエポキシ樹脂 E・外面プライマー塗装+表面強化プラスチック(F R P) F・その他() G・なし H・不明					
配管諸元	1 配管材料 → A・鋼製 B・F R P C・合成樹脂 D・その他() 2 外面保護 → A・アスファルト塗覆装 B・コールタールエナメル塗覆装 C・ポリエチレンコーティング D・タールエポキシ樹脂 E・ナイロン樹脂 F・電気防食 G・防食なし H・その他()					
備考欄						

- 備考
- 1 点検実施設備欄中タンクと同時に試験実施した配管には○印、別に実施した配管、検知層には□印をつけること。
 - 2 調査項目については、点検実施時に判明した範囲で記入すること。
 - 3 異常ありの場合は備考欄に点検で判明した事項を記入すること。
 - 4 タンク液相部及びその他の方法で点検を実施した場合には判定基準を添付すること。
 - 5 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

判 定 基 準

加 压 法	ガス加压	タ ン ク 配 管	20kPa又は試験圧力（地下水が存する場合にあっては、地下水圧を加えた値）に加圧後、15分間の静置時間において、その後15分間（容量10kℓを超える地下貯蔵タンクにあっては、当該容量を10kℓで割った値を15分間に乗じた時間）の圧力降下が試験圧力の2%以下であること。
		S F タンク の 檢 知 層	20kPaに加圧後、15分間の静置時間において、その後15分間の圧力降下が試験圧力の10%以下であること。
		F F タンク の 檢 知 層	20kPaに加圧後、15分間の静置時間において、その後35分間（容量50kℓを超える地下貯蔵タンクにあっては、当該容量を50kℓで割った値に1を減じた値を15分間に乗じた値に35分間を加えた時間）の圧力の降下が試験圧力の10%以下であること。
液体加压	タ ン ク 配 管		20kPaに加圧後、15分間の静置時間において、その後15分間（容量10kℓを超える地下貯蔵タンクにあっては、当該容量を10kℓで割った値を15分間に乗じた時間）の圧力降下が試験圧力の2%以下であること。
微加压法	タ ン ク 配 管		2kPaに加圧後、15分間の静置時間において、その後15分間（容量10kℓを超える地下貯蔵タンクにあっては、当該容量を10kℓで割った値を15分間に乗じた時間）の圧力降下が試験圧力の2%以下であること。
微減压法	タ ン ク 配 管		2kPa以上10kPa以下の範囲で減圧し、減圧後15分間の静置時間において、その後15分間（容量10kℓを超える地下貯蔵タンクにあっては、当該容量を10kℓで割った値を15分間に乗じた時間）の圧力上昇が試験圧力の2%以下であること。（常温で蒸気圧の高い危険物の場合にあっては、当該蒸気圧に応じて補正を加えた値 下表参照）
減压法	S F タンク の 檢 知 層		20kPaに減圧後、15分間の静置時間において、その後30分間（容量50kℓを超える地下貯蔵タンクにあっては、当該容量を50kℓで割った値に1を加えた値を15分間に乗じた時間）の圧力の上昇が試験圧力の10%以下であること。
	F F タンク の 檢 知 層		20kPaに減圧後、15分間の静置時間において、その後105分間（容量50kℓを超える地下貯蔵タンクにあっては、当該容量を50kℓで割った値に1を減じた値を75分間に乗じた値に105分間を加えた時間）の圧力の上昇が試験圧力の10%以下であること。

<微減圧試験における蒸気圧補正を加えた実施方法>

G値・T値・P値の測定値が下の判定表に示す判定値以内であること。

- ① G値・T値・P値の測定値は、測定した圧力を5分ごとにプロットして作成された試験経過図から求められる値である。
- ② 減圧値は、概ね2kPa、4kPa、10kPaのいずれかであること。
- ③ 測定時間は、タンク容量に応じて30分以上と60分以上の2種類とする。

判 定 表

試験対象設備		20kℓ 未満のタンク			20kℓ 以上～100kℓ 未満			地 下 配 管				
減圧値 (kPa)		2	4	10	2	4	10	2	4	10		
測定時間 (分)		30以上			60以上			30以上				
液 温 (℃)		0～30			0～30			0～30				
ガソリン	判 定 値	G	0.95未満	1.10未満	2.90未満	0.95未満	1.10未満	2.90未満	P	0.04未満	0.08未満	0.20未満
		G	0.95～1.00	1.10～1.20	2.90～3.10	0.95～1.00	1.10～1.20	2.90～3.10	P	0.04～0.08	0.08～0.16	0.20～0.40
		T	0.04以下	0.08以下	0.20以下	0.04以下	0.08以下	0.20以下	T	0.02以下	0.04以下	0.10以下
溶剤類	溶剤類	G	0.45未満	0.55未満	1.40未満	0.45未満	0.55未満	1.40未満	P	0.04未満	0.08未満	0.20未満
		G	0.45～0.50	0.55～0.60	1.40～1.60	0.45～0.50	0.55～0.60	1.40～1.60	P	0.04～0.08	0.08～0.16	0.20～0.40
		T	0.04以下	0.08以下	0.20以下	0.04以下	0.08以下	0.20以下	T	0.02以下	0.04以下	0.10以下

G値……0分後と30(60)分後の圧力差

T値……30(60)分後と40(70)分後の圧力差

P値……10(30)分後と30(60)分後の圧力差

注1；所定の減圧値に達した時点を出発点(0分)とする。

注2；()内の時間は、20kℓ以上のタンクの場合とする。

危険物貯蔵地下タンク 埋設配管系統図

